

## 議第25号

**滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「（第21条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第20条の3第1項中「（第1学年から第3学年までの子に限る。）」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のよう

に改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

(1) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)第4条第2項

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第25条第2項

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第21条第1項中「定める者」の右に「(第22条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第21条の3第1項中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「（第21条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第20条の3第1項中「（第1学年から第3学年までの子に限る。）」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。